

ご存知
ですか？

道路などの公共物に広告物などを
設置するときには、許可が必要です。



道路に日よけ、突出看板などを出す時には、設置基準を満たし、**道路占用許可**が必要です。



道路の**不法占用**は危険です。



❌ 下記のものには広告物を貼り付け、結び付け、打ち付けたりしてはいけません。
(例) 電柱・街路樹・信号機・街灯・道路標識・ガードレール

道路占用

道路占用

道路には、安全で快適にご利用して頂くためのルールが道路法等で定められています。
「**道路占用許可制度**」は、その一つです。

道路占用とは

道路の占用とは、「道路に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用すること」を言います。

上空、地下を問わず、道路に設置されるものについては**全て許可申請が必要です**。

占用物の具体例

突出看板、日よけ、仮設足場、排水管などの埋設管、上空・地下の電線類・管路・通路、電柱などの柱類、カーブミラーetc

法定外公共物占用

その他の占用

水路等の公共物にも安全で快適にご利用して頂くためのルールが、**当市管理物の場合は「八代市法定外公共物管理条例」**で定められています。

八代市法定外公共物占用とは

八代市が管理する道路、河川等のうち道路法、河川法等の適用が無い、里道、河川、水路等に工作物等を設置することを言います。

上空、地下を問わず、**設置されるものについては全て許可申請が必要です**。

占用物の具体例

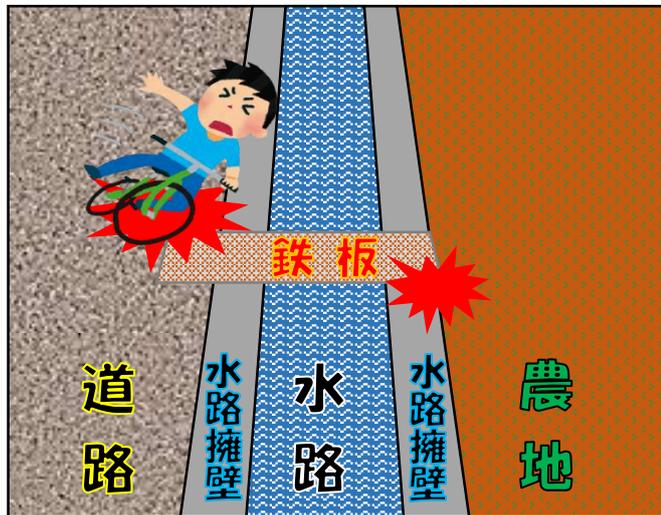
水路上に通路として設置する橋梁やフタ、その他道路占用の例とおなじ。

道路や水路などの不法占有は危険です

歩道や車道は人や車が通行するためのものです。

商品の**はみ出し陳列・立看板・広告旗**などは通行の妨げや交通事故の原因になり大変危険です。また、水路に鉄板など設置し、水路擁壁が崩れて流水を阻害したり、通行者が鉄板でスリップする原因になります。

もし、事故が発生した場合、設置者の責任が問われることになります。安全で快適に道路を使用できるよう、ご理解とご協力をお願い致します。



屋外広告物について

屋外広告物は私たちの日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすものですが、無秩序な掲出は、景観を害したり、視界の遮断による交通事故や倒壊など、時には人身に危害を及ぼすことがあります。

このため、熊本県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。屋外広告物を掲出する場合は、掲出する地域や屋外広告物の面積等に応じて、許可を受ける必要があります。規制の詳細は、八代地域振興局 維持管理課【TEL(0965)33-4166】へおたずねください。

八代市道の道路占有・法定外公共物占有・準用河川（1級、2級以外の河川）の申請・お問合せ先

区域	所管	電話番号
旧八代市内	土木管理課	0965-33-4121
鏡町内	鏡建設事務所	0965-52-7820
千丁町内	千丁建設事務所	0965-46-1104
坂本町内	坂本建設事務所	0965-45-2290
東陽町内	東陽建設事務所	0965-65-2111 (内線 6112)
泉町内	泉建設事務所	0965-67-2115

国・県などの管理の道路占有・河川占有の申請・お問合せ先

種別	所管	電話番号
国道 (八代市内の国道 219 号・443 号・445 号を除く)	国交省 九州地方整備局 八代維持出張所	0965-32-4271
一級河川	国交省 九州地方整備局 八代出張所	0965-32-4892
県道 二級河川	八代地域振興局 維持管理課	0965-33-4166
内港・外港の港湾道路	八代港湾合同庁舎	0965-37-1544
用水路	各土地改良区へお問合せください。	